株式の併合に係る事前開示書類

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める書面)

2025年10月30日

株式会社 CARTA HOLDINGS

株式の併合に係る事前開示事項

東京都港区虎ノ門 2-6-1 虎ノ門ヒルズステーションタワー36F 株式会社 CARTA HOLDINGS 代表取締役 社長執行役員兼 CEO 宇佐美 進典

当社は、2025年10月15日付で、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第370条による取締役会決議(書面決議)により、2025年11月14日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施することを決議致しました。

本株式併合に関する会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める事項は以下のとおりです。

- 1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項
- (1)併合の割合当社普通株式 2,240,251 株を 1 株に併合いたします。
- (2)本株式併合の効力発生日2025年12月10日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数 44 株
- 2. 会社法第 180 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式 2,240,251 株を1株に併合するものです。当社は、下記「(1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を株式会社NTTドコモ(以下「公開買付者」といいます。)及び株式会社電通グループ(以下「電通グループ」といいます。)のみとすることを目的として行

われるものであること、下記「(1)株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引(下記「(1)株式併合を行う理由」において定義します。)の一環として行われた本公開買付け(下記「(1)株式併合を行う理由」において定義します。)が成立したこと、並びに下記の各事項に照らして、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 株式併合を行う理由

当社の 2025 年8月 15 日付プレスリリース「株式会社 NTT ドコモによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、公開買付者は、2025 年8月 15 日に、当社の株主を公開買付者及び電通グループのみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。注2)の一環として、当社株式(ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式(注3)を除きます。)及び本新株予約権(注1)(以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。)の全てを対象とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定しております。

- (注1)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。
 - ①2024年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権(行使期間は2026年4月27日から2029年4月26日まで)
 - ②2024年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第11 回新株予約権(行使期間は2026年4月27日から2034年4月26日まで)
- (注2)「本取引」は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式(ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式(注3)を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に当社が行う株式併合(本株式併合)、③本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として当社によって実施される本不応募合意株式の一部を対象とする自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)及び④本自己株式取得の効力発生を条件として、本自己株式取得の効力発生後速やかに実施される、当社を株式交換完全親会社、公開買付者の子会社であり、公開買付者と電通グループの合弁会社である株式会社 D2C(以下「D2C」といいます。)を株式交換完全子会社とし、当社株式を対価とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)から構成されます。

- (注3)「本不応募合意株式」とは、電通グループが所有する当社株式の全て (所有株式数:13,441,506 株、所有割合(注4):53.00%)をいいます。
- (注4)「所有割合」とは、当社が 2025 年8月8日に提出した「第27期中半期報告書」に記載された 2025 年6月30日現在の当社の発行済株式総数(25,300,971株)から、当社が2025年8月8日に公表した「2025年12月期第2四半期(中間期)決算短信[日本基準](連結)」に記載された2025年6月30日現在の当社が所有する自己株式数(610株)を控除した株式数(25,300,361株)に、本新株予約権の目的となる株式数(63,000株)を加算した株式の総数(25,363,361株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

そして、2025年9月17日付プレスリリース「株式会社NTTドコモによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、公開買付者は、2025年8月18日から2025年9月16日までを買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)とする本公開買付けを実施いたしました。その結果、2025年9月24日の決済開始日をもって、公開買付者は当社株券等9,575,416株(本新株予約権については、株式に換算した数。所有割合:37.75%)を所有するに至りました。

当社は、1999年10月に株式会社アクシブドットコムとして設立され、下記経営統合の実施当時アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、インキュベーション事業を展開していた株式会社 VOYAGE GROUP(以下「VOYAGE GROUP」といいます。)と、1996年6月に設立され、当時インターネット広告及び関連事業を展開していた株式会社サイバー・コミュニケーションズ(以下「サイバー・コミュニケーションズ」といいます。)の2社を前身としております。当社は、2019年1月に、当時東京証券取引所第一部に上場していた VOYAGE GROUPと、当時電通グループの完全子会社であったサイバー・コミュニケーションズが経営統合を行ったことに伴い、両社の持株会社として発足し、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しております。

当社グループ(当社及び当社の関係会社をいいます。以下同じとします。)は、本日現在、当社、当社の親会社である電通グループ、連結子会社 18 社、非連結子会社 2 社及び持分法適用関連会社 6 社で構成され、広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアの DX 支援等を行う「デジタルマーケティング事業」、メディア、ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運

営を行う「インターネット関連サービス事業」の2つの事業を展開しております。 なお、当社の連結子会社である株式会社 CARTA COMMUNICATIONS、株式会社 CARTA MARKETINGFIRM 及び株式会社 Barriz は、2025 年7月1日を効力発生日として合併に より統合しており、本統合に伴い、存続会社である株式会社 CARTA MARKETING FIRM の商号を株式会社 CARTA ZERO に変更しております。

当社は、2023年2月13日に2023年12月期から2025年12月期を対象とする中期経営方針を公表し、サステナビリティ経営という土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていくことにより、当社のパーパスである「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しております。

当社グループの主力事業が属する事業環境として、広告業界全体はコロナ禍を抜 け回復基調にあり、特に DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展が業界の 変革を加速させていると認識しております。インターネット広告業界は引き続き堅 調な成長を見せており、主に検索連動型広告(リスティング広告)、コンテンツ連動 型広告(ディスプレイ広告)、SNS 広告や動画広告等の手法によって、リアルタイム でユーザーにマッチした広告を配信する運用型広告の分野では、AI やデータ活用の 高度化によって、広告の配信内容やターゲティングを自動で最適化することが可能 となり、広告効果の向上をはじめとするさらなる進化が進んでおります。一方で、 個人情報保護に関する規制強化の影響により、cookie に依存しない広告運用への対 応として、プライバシーを尊重しつつ、広告効果を維持・向上させるための新しい 技術の開発やデータ戦略の構築が求められております。また、グローバルに事業展 開するプラットフォーム企業による寡占化や、顧客企業における広告関連業務の内 製化も進展しており、顧客企業に対して付加価値あるプロダクトやソリューション を提供することの難易度は高まっております。かかる環境下、当社グループが持続 的な成長を実現していくためには、電通グループとの協業関係の深化や、顧客企業 に対する直接の販売チャネルに対する取り組みの強化等を通じて、顧客企業のマー ケティング課題を総合的に支援する総合的マーケティングケイパビリティを獲得・ 強化していくことが重要な経営課題であると考えております。

こうした環境及び課題認識のもと、当社グループは、上記中期経営方針に基づき、既存事業の構造改革に取り組み、成長領域への投資に取り組んでまいりました。具体的には、2024年12月期においては、マス広告領域におけるDX推進への取り組みの一環として、当社の連結子会社であり、テレビCMを効果分析しながら運用が可能な運用型テレビCMサービスを提供する株式会社テレシーへの投資を進める一方で、デジタルマーケティング領域ではプライバシー保護の意識が高まる中で、cookieに依存しない広告技術やデータ活用にいち早く対応するべく、当社のデジタルマーケ

ティング事業が提供する自社プロダクトの進化とともに、当社の連結子会社である株式会社 CARTA ZERO 及び株式会社 DataCurrent では新しいソリューションを市場に提供してきており、特に、cookie を使用しないターゲティング技術や、自社が直接収集した顧客データである 1st Party Data や共通 ID (注5)等の活用サポートは、多くの顧客企業から高い評価をいただいております。また、生成 AI の活用推進にも積極的に取り組み、Generative AI Lab を社内に立ち上げ、様々な領域で POC (概念実証)に取り組むだけではなく、実際の業務プロセスのなかに組み込むことで生産性向上も実現しつつあります。加えて、社員一人ひとりが新たな挑戦に取り組む姿勢を持ち続けたことも、当社の成長を支える原動力となっております。「期待を超える『進化』」をテーマに掲げ、社内外での研修や学びの機会を拡充し、成長する企業文化の形成に、取り組んでまいりました。

(注5)「共通 ID」とは、複数のサイトやサービス間で共通して使用される識別子で、3rd Party Cookie (ユーザーがアクセスするサイトと異なるドメインによって発行される Cookie)を使用せずにユーザーを識別する手法のことをいいます。

中期経営方針の最終年度でもある 2025 年 12 月期においては、さらに進化する企業を目指しその実現に向けて、①デジタルマーケティング事業における「グループ再編」、②「人材」と「生成 AI」への投資を加速、③「サステナビリティ経営」の3つの柱を掲げております。①デジタルマーケティング事業における「グループ再編」に関しては、2024 年 9 月 19 日に基本方針を公表したとおり、2025 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社 CARTA COMMUNICATIONS、株式会社 CARTA MARKETING FIRM 及び株式会社 Barriz を合併により統合し、また、本統合に伴い、存続会社である株式会社 CARTA MARKETING FIRM の商号を株式会社 CARTA ZERO に変更しております。

公開買付者は、デジタル技術の進展や生活者ニーズの多様化、将来的な人口減少や異業種も含めた競争激化等の取り巻く環境変化が見込まれる中、モバイル事業のさらなる競争激化が進んでおり、ポイントサービス、金融・決済、エンタメ、マーケティングソリューションの強化を中心とする非通信事業における成長のほか、AI技術の活用を始めとする社会全体における新たな価値創造が求められているとの認識の下、2022年7月よりデジタルマーケティング領域における事業拡大に向けた検討を継続的に行ってきた中、企業のマーケティングバリューチェーン全体の支援を実現するためには、グローバルプラットフォーマーや動画、テレビを含む様々なメディアへの配信が可能なアドプラットフォームや配信オペレーションの保有が必要

であると認識し、当社のアドテクノロジー(注 6)、プラットフォーム開発力やオペレーションケイパビリティに魅力を感じて、2024 年 1 月 18 日に、公開買付者より当社の親会社である電通グループへ協議実施を打診し、2024 年 2 月 1 日、電通グループとの間で当社との提携による協業可能性に関する共同検討に向けた協議を行ったとのことです。その後、2024 年 2 月 16 日から公開買付者及び電通グループの間でのコーポレート部門も交えた検討の結果、2024 年 4 月上旬に当社との協業可能性につき具体的な検討を進めることで合意したとのことです。

(注6)「アドテクノロジー」とは、デジタル広告の配信を最適化・自動化する ためのシステムや、効果計測、運用データの管理・分析などを行うツー ルなどの総称をいいます。

その後、2024 年 5 月 22 日に、公開買付者、D2C、電通グループ及び当社の間で秘 密保持契約を締結し、2024 年5月上旬以降、公開買付者、当社及び電通グループは、 本取引の取り組み意義や当社とのシナジーに関する初期的な議論を重ねてまいりま した。公開買付者は、約1億人の d ポイントクラブ会員の顧客基盤を有しており、 また、当該顧客基盤に基づき、戦略立案(顧客分析など)〜戦術立案(広告の配信 プラン作成など)〜施策実行(広告配信・運用など)〜効果検証(ユーザーのプロ ファイリング分析・施策評価など)のマーケティングプロセスの各フェーズにおい て、同一の ID で一元的にデータを管理することができるトータルマーケティング (Single ID Marketing (注7)) を行ってきているとのことです。具体的な公開買 付者の取組みとして、2020年8月より利用者データとユーザーの属性や行動、興味 関心が推定できる AI を組み合わせてターゲットを分析し統計情報を可視化できる サービスとして「docomo data square」を展開している他、上記のような取組みを 通じて、デジタルマーケティング領域におけるケイパビリティ拡大を通じて、提供 価値拡大を進めてきているとのことです。また、公開買付者は、クライアント企業 がデジタルマーケティングの領域において、自社のデータを活用してオンライン・ オフライン問わず一貫したブランド体験を提供するマーケティング戦略を志向して いることに対し、公開買付者の強みであるデータの活用を土台としたマーケティン グ支援の展開により、デジタルマーケティング全体を支援することがクライアント 企業の事業成長に貢献できると捉え、提供価値拡大を進めているとのことですが、 デジタルマーケティング業界を取り巻く環境の変化に対応しながら、今後もクライ アント企業に選ばれ続ける企業であるためには、Single ID Marketing による戦略・ 戦術立案から施策実行、効果検証までの一気通貫したマーケティング支援において、 施策実行フェーズである、公開買付者が保有するメディア以外の様々なメディアへ の広告配信の強化が課題であると認識していたとのことです。当社はクライアント

企業や主要広告代理店各社のニーズに合わせたプロダクト開発やメディアとの強固なリレーションを確立し、従前より幅広いメディアにおける広告プランニングや運用により、クライアント企業の事業推進支援を実現している国内有数のデジタル広告配信事業者と公開買付者は認識しているとのことです。

(注7)「Single ID Marketing」とは一人ひとりのオンライン・オフラインの日常生活に関わる様々なデータを保有し、このデータを ID 単位で一元的にマーケティングプロセスの戦略・戦術立案から施策実行、効果検証までの各フェーズで一気通貫で活用いただけるソリューションのことをいいます。

公開買付者は、当社及び電通グループとの間で、2024年4月上旬から2025年1月下旬まで、シナジーに関する初期的な議論を重ねた結果、当社グループ及び公開買付者のグループ (公開買付者、連結子会社50社及び持分法適用関連会社20社により構成されます。以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。)が同一の企業グループとなり、公開買付者と電通グループの合弁会社であるD2Cを本株式交換を通じて当社の子会社とすることで、以下のようなシナジー効果が期待できると考えたとのことです。

(a) データを活用した総合的なマーケティング支援による企業価値の向上

公開買付者は、当社による AI やテクノロジーを活用したデジタルマーケティングの実行力、電通グループが持つマーケティングを通じた事業成長支援のノウハウ、公開買付者及び D2C が保有する、web などのオンラインや店舗などのオフラインを横断して把握することのできる生活者の行動・購買データや加盟店ネットワークを融合させることで、約1億人の会員基盤(注8)に紐づく行動・購買データを活用した「トータルマーケティングソリューション」を今後展開することができると考えているとのことです。「トータルマーケティングソリューション」を活用することで、マーケティング戦略・戦術の立案から具体的な施策の実行、さらにその効果測定・検証に至るまで、マーケティングプロセスの一貫した支援を行うことができるようになるとのことです。特に、個人単位で取得・管理された ID に基づく「Single ID Marketing」によって、web などのオンラインや店舗などのオフラインの顧客行動データと意識データ、施策結果データを統合し、従来の単発的なマーケティング手法(フロー型)から、継続的な消費者接点の構築・最適化したマーケティング手法(ストック型)に進化することができると考えているとのことです。このようなデータを活用した総合的なマーケティン

グ支援が可能となることで、各クライアント企業のマーケティング投資の効果が 最大化され、企業価値の向上を図ることができると考えているとのことです。

- (注8) 公開買付者が保有する約1億人のdポイントクラブ会員の属性情報や位置情報などの各種データなどの、お客様から必要な同意を得られているデータのことをいいます。
- (b) 双方の商流活用による販売チャネルの更なる拡大

公開買付者グループの有する加盟店ネットワーク等自社経済圏における商流、 及び当社の有する電通グループ及びその他広告代理店等の商流に対し、それぞれ が双方の商流を活用するパートナーシップにより、多様なクライアント企業に対 してアプローチし、「トータルマーケティングソリューション」の成功事例を蓄 積していくことで、双方の販売チャネルを拡大することができると考えていると のことです。

(c) D2C と当社の機能統合によるケイパビリティの強化と生産性の向上

D2C は、これまで公開買付者が保有するデータを活用し、公開買付者保有のメディアへの広告配信・運用を担ってきたとのことです。また、「Single ID×フルファネル(注9)」による広告ソリューションの先行的な展開を推進してきた中核拠点でもあるとのことです。このたび、アドテクノロジーや広告運用に強みを持つ当社と一体的に事業運営を行うことで、広告配信の精度やスピードをさらに高め、「Single ID Marketing」の提供領域を拡大することが可能になるとのことです。これにより、クライアント企業に対するマーケティング支援の質向上やケイパビリティの強化、機能統合による生産性向上を図ることができると考えているとのことです。

(注9)「フルファネル」とは、顧客が商品やサービスを認知してから、購入、 そして購入後のリピートやロイヤリティ形成に至るまでの、すべてのプロセスを網羅的に捉える考え方を指します。

なお、公開買付者は当社を連結子会社化するにあたり、当社が現在行っている事業については制限することなく踏襲し、当社の現在の取引を含めた成長を尊重する方針であることを踏まえ、公開買付者と事業上の競合関係にある会社等との取引は僅少であることを勘案し、本取引後に当社の既存取引先との関係性に悪影響が生じるといったディスシナジーの発生や本取引の実行に起因して当社の企業価値が毀損するおそれは限定的と判断しているとのことです。

また、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できな

くなることを挙げることができるとのことです。しかしながら、当社は現状の事業活動を通じて、既に十分なブランド力や顧客からの信用を獲得されており、今後も公開買付者グループ及び電通グループのグループ会社として認識されることから、非公開化が企業価値の毀損につながる影響も限定的であると判断しているとのことです。

上記のとおりシナジーに関する初期的な議論を踏まえ、公開買付者は、当社株式を非公開化し、当社を公開買付者の連結子会社とすることが、当社と直接的な資本関係の構築を通じた一体的な運営につながり、データガバナンスの観点でも資本を伴わない業務提携に比して当社ビジネス運営の柔軟性を高め、結果的に当社の企業価値向上にとって最善であるとの判断に至ったとのことです。そして、公開買付者は2025年2月4日付で、電通グループ及び当社に対して、公開買付者及び当社の間の継続的な資本関係、公開買付者及び当社に電通グループを加えた3社間の業務資本提携並びに当社株式の非公開化を企図した当社の連結子会社化に関する初期的な意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出したところ、電通グループより、2025年2月13日に本取引の協議に向けた検討体制を整備する旨の意向が示され、当社としても本意向表明書に記載の提案内容は検討すべき内容であると判断し、2025年2月27日に、本取引に関する検討及び協議を進めることを決定したとの連絡を当社から受領したとのことです。その後、公開買付者は、電通グループ及び当社との間で、2025年2月下旬に本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始したとのことです。

本公開買付けに向けた具体的な協議・検討にあたって、公開買付者は 2025 年 2 月下旬に、本取引に関する専門的助言を得る目的で、公開買付者グループ、当社及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、公開買付者グループ、当社及び電通グループから独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所をそれぞれ選任したとのことです。

当社は、2024 年4月4日に、電通グループより本取引に関する公開買付者及び電通グループとの協議の実施に関する打診を受けました。その後、2024 年5月22 日に、公開買付者、D2C、電通グループ及び当社の間で秘密保持契約を締結し、2024年4月上旬から2025年1月下旬にかけて、当社とのシナジーに関する初期的な議論を行ってまいりました。その後、上記のとおり、当社は、2025年2月4日付で、公開買付者から、本意向表明書を受領しました。当社は、本意向表明書に記載の提案

内容は当社としても検討すべき内容であると判断し、2025 年 2 月 27 日に、本取引に関する検討及び協議を進めることを決定したとの連絡を公開買付者に対して行いました。その後、当社は、公開買付者及び電通グループとの間で、2025 年 2 月 下旬に本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始しました。また、当社は、本公開買付けに向けた具体的な協議・検討にあたって、2025 年 2 月 25 日に、本公開買付けにおける普通株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。また、本公開買付けにおける各本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を以下「本新株予約権買付価格」といいます。)の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、当社、公開買付者グループ及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)をそれぞれ選任するとともに、大和証券に対して当社株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

また、当社は、本取引については、当社の支配株主である電通グループと当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本取引の公正性を担保するため、島田法律事務所の助言を踏まえ、本取引の提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置しました。なお、本特別委員会の委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(2)親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

上記の検討体制を構築した上で、当社は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向等を踏まえ、島田法律事務所及び大和証券の助言を受けながら、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねた上で、本取引の妥当性について検討してまいりました。なお、以下の協議・検討過程においては、当社は、随時、本特別委員会に対して報告を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、対応を行っております。

まず、2025 年2月4日付で公開買付者より受領した本意向表明書について、島田 法律事務所及び大和証券の助言を受けながら、提案内容のより具体的な確認・検証 をするべく、公開買付者に対しては2025年3月19日、電通グループに対しては2025 年3月24日に、本取引の背景・目的、本取引後の経営方針に関する質問状を提出し、 公開買付者からは2025年4月10日に、電通グループからは2025年4月1日にそれ ぞれ回答を受領いたしました。また、当社は、2025年3月上旬から2025年4月中 旬の期間にかけて、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの実施を受け入れ、 並行して、公開買付者との間で、本公開買付価格について、2025 年6月中旬の期間 にかけて、複数回にわたり協議を実施いたしました。

具体的には、当社は、2025年5月15日、公開買付者より、当社から開示を受けた 2025 年 12 月期から 2027 年 12 月期までの事業計画をはじめ、2025 年 3 月上旬から 同年4月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料(有価証 券報告書などの公開情報に加え、各プロダクト別の詳細といった非公開情報も含む) 等に基づいた当社の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応 募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、本公開買付価格を 1,800 円(当該提案 日の前営業日である 2025 年 5 月 14 日の東京証券取引所プライム市場における当社 株式の終値 1,563 円に対して 15.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 1,524 円に対して 18.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値 1,474 円に対して 22.12%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,450円に対して24.14%のプレミアム をそれぞれ加えた価格です。)とする提案を受領しました。また、本新株予約権につ いては、全ての本新株予約権の権利行使期間が未到来であるものの、本新株予約権 全てを本公開買付けの対象とし、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新 株予約権1個当たりの行使価額(第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権ともに 1,692 円) との差額(第 10 回新株予約権:108 円、第 11 回新株予約権:108 円) に 本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額(第10回 新株予約権、第11回新株予約権ともに10,800円)とする旨の提案を受領しました。

これに対し、当社は、2025年5月16日、公開買付者に対し、当社のファイナンシャル・アドバイザーによる当社株式価値の算定結果を勘案し、当該提案価格が、当社の本源的価値を反映したと評価できる価格水準を大幅に下回っていること、本取引の実行により期待されるシナジーが創出する価値についても現株主に公正に分配されるべきと考えられるところ、当該提案価格が、シナジーが分配された価格水準であるとは到底評価できないこと、当該提案価格の当該提案目の前営業日である2025年5月14日時点及び同日までの過去一定期間における株価に対するプレミアム水準が非公開化を目的とした過去の公開買付け事例対比で不十分であることから、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示し、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう要請しました。

当社は、2025年5月19日、公開買付者より、当社からの上記の回答を踏まえ、本公開買付価格を1,870円(当該提案日の前営業日である2025年5月16日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,569円に対して19.18%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,538円に対して21.59%、同過去3ヶ月間の

終値単純平均値 1,478 円に対して 26.52%及び同過去 6ヶ月間の終値単純平均値 1,452 円に対して 28.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を 受領しました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権ともに 1,692 円)と の差額(第 10 回新株予約権: 178 円、第 11 回新株予約権: 178 円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式数(100 株)を乗じた金額(第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権ともに 17,800 円)とする旨の提案を受領しました。

これに対し、当社は、2025年5月20日、公開買付者に対し、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を引き続き大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示し、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう要請しました。

当社は、2025年5月22日、公開買付者より、当社からの上記の回答を踏まえ、本公開買付価格を1,930円(当該提案日の前営業日である2025年5月21日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,510円に対して27.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,538円に対して25.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,480円に対して30.41%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して32.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を受領しました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権:238円)との差額(第10回新株予約権:238円、第11回新株予約権:238円)に当該本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに23,800円)とする旨の提案を受領しました。

これに対し、当社は、2025年5月23日、公開買付者に対し、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を引き続き大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示され、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう要請しました。

当社は、2025年5月27日、公開買付者と面談を行い、公開買付者より、当社からの上記の回答を踏まえ、本公開買付価格を1,980円(当該提案日の前営業日である2025年5月26日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,524円に対して29.92%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,533円に対して29.16%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,483円に対して33.51%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して36.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨、また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:288円、第11回新株予約権:288円)に本新株

予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100 株)を乗じた金額(第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権ともに 28,800 円)とする旨の提案をそれぞれ受領しましたが、当社から、本公開買付価格の引き上げの再検討の要請を行いました。

これを踏まえ、当社は、公開買付者より、2025年5月29日に、本公開買付価格を2,100円(当該提案日の前営業日である2025年5月28日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,555円に対して35.05%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,534円に対して36.90%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,487円に対して41.22%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,457円に対して44.13%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする最終提案を受領しました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに40,800円)とする最終提案を受領しました。

上記最終提案に対し、当社は、2025年5月30日、公開買付者に対し、当該提案価格は、当社として本公開買付けに対して賛同し、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することが妥当な価格であると評価していることから、当該提案を応諾する旨の回答を行い、本公開買付価格を2,100円とすること、また、本新株予約権買付価格について、本公開買付価格である2,100円と各本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに40,800円)とすることで公開買付者との間で合意に至りました。

さらに、当社は、島田法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から 2025 年 6 月 16 日付で答申書(以下「2025 年 6 月 16 日付答申書」といいます。)の提出を受けました(2025 年 6 月 16 日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、当社は、島田法律事務所から受けた法的助言及び大和証券から取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(大和証券)」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された 2025 年 6 月 16 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて当社の企業価値を向上させること

ができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

以上の経緯の下で、当社は、上記の当社を取り巻く事業環境や経営課題、公開買付者、D2C 及び電通グループとの協議を通じた本取引後の具体的な協業施策やシナジーに関する検討内容、島田法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言及び大和証券から 2025 年 6 月 13 日付で提出を受けた本株式価値算定書(大和証券)の内容を踏まえつつ、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、大要以下の理由により、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

- (a) 本取引は、下記に記載のシナジーの実現等を通じて、広告主、広告会社、メディア及び消費者、ひいては社会全体に対して新しい価値を実現する可能性を持つものであり、当社のパーパスやミッションとも整合する取組みであると考えられること
- (b) 本取引は、当社の中期経営方針で掲げた成長戦略の方向性とも合致するものと考えられること。具体的には、顧客企業に対する総合的なマーケティングケイパビリティの獲得・強化や、消費者のプライバシーを尊重した広告運用への対応において、公開買付者が有する会員データに基づくデータベースを活用したソリューションを提供できるようになることは当社の戦略上も意義があると考えられること。また、継続的な資本関係及び業務資本提携を通じて、電通グループとの継続的な協業関係の維持・発展が可能と考えられること
- (c) 本取引の実行により以下のようなシナジーが実現可能と考えられること
 - (ア) データを活用した総合的なマーケティング支援による企業価値の向上

当社による AI やテクノロジーを活用したデジタルマーケティングの実行力、電通グループが持つマーケティングを通じた事業成長支援のノウハウ、公開買付者及び D2C が保有する、web などのオンラインや店舗などのオフラインを横断して把握することのできる生活者の行動・購買データや加盟店ネットワークを融合させることで、約 1 億人の会員基盤に紐づく行動・購買データを活用した「トータルマーケティングソリューション」を今後展開することができると考えております。「トータルマーケティングソリューション」を活用することで、マーケティング戦略・戦術の立案から具体的な施策の実行、さらにその効果測定・検証に至るまで、マーケティングプロセスの一貫した

支援を行うことができるようになります。特に、個人単位で取得・管理された ID に基づく「Single ID Marketing」によって、web などのオンラインや店舗などのオフラインの顧客行動データと意識データ、施策結果データを統合し、従来の単発的なマーケティング手法(フロー型)から、継続的な消費者接点の構築・最適化したマーケティング手法(ストック型)に進化することができると考えております。このようなデータを活用した総合的なマーケティング支援が可能となることで、各クライアント企業のマーケティング投資の効果が最大化され、企業価値の向上を図ることができると考えております。

(イ) 双方の商流活用による販売チャネルの更なる拡大

公開買付者グループの有する加盟店ネットワーク等自社経済圏における商流、及び当社の有する電通グループ及びその他広告代理店等の商流に対し、それぞれが双方の商流を活用するパートナーシップにより、多様なクライアント企業に対してアプローチし、「トータルマーケティングソリューション」の成功事例を蓄積していくことで、双方の販売チャネルを拡大することができると考えております。

- (ウ) D2C と当社の機能統合によるケイパビリティの強化と生産性の向上
 - D2C は、これまで公開買付者が保有するデータを活用し、公開買付者保有のメディアへの広告配信・運用を担ってきました。また、「Single ID×フルファネル」による広告ソリューションの先行的な展開を推進してきた中核拠点でもあります。このたび、アドテクノロジーや広告運用に強みを持つ当社と一体的に事業運営を行うことで、広告配信の精度やスピードをさらに高め、「Single ID Marketing」の提供領域を拡大することが可能になります。これにより、クライアント企業に対するマーケティング支援の質向上やケイパビリティの強化、機能統合による生産性向上を図ることができると考えております。
- (d) 上記のシナジーを実現し、その効果を最大化するためには、当社が公開買付者の連結子会社となることで、公開買付者におけるデータポリシーに沿った上でそのデータを十分に活用することができることが必要であるとともに、D2C を当社の完全子会社とすることが必要であり、また、電通グループとの取引関係の維持のため、一定の資本関係を維持することが必要であると考えられることを踏まえると、本取引後の資本関係を含む本取引のストラクチャーには合理性があると考えられること
- (e) 株式の非公開化により、上場会社であることによるメリットは直接的には享受できなくなるものの、公開買付者の経営資源の活用によりその代替が可能であり、非公開化による影響は限定的と考えられること。具体的には、資本市場を活用した機動的な資金調達を行うことができなくなる影響については、公開買付者のグループファイナンスの活用により補完することができると考えられること。また、上場会社であることによる社会的信用や従業員のモチベーション向上といったメ

リットが享受できなくなることについては、公開買付者及び電通グループはそれ ぞれ高い社会的信用及び認知度を有していると考えられることから、上場会社で ある現状と比して、当社の社会的信用や従業員のモチベーションに悪影響を与え る可能性は低いと考えられること

- (f) 公開買付者の連結子会社となることにより、公開買付者と事業上の競合関係にある会社等との取引関係が縮小する可能性は否定できないものの、当該取引の全体における構成比率は限定的であると当社として認識しているため、その影響は軽微であると考えられること。また、電通グループの連結子会社から外れることにつき、既存の取引関係の縮小や解消といったディスシナジーが生じる可能性があるものの、新たな協業機会の模索や、本取引後も両社にとって有益な関係性を維持するための取引の枠組みや条件等について電通グループとの間で協議を行い、取引関係の維持・拡大に向けた方策を検討することによって、上記ディスシナジーを最小限に抑えることが可能であると考えられること
- (g) 当社及び公開買付者は、本取引実行後も、迅速な意思決定又は機動的な事業運営を可能とする当社の企業文化や組織風土の維持、従業員のモチベーションの維持・向上が重要であるとの認識を共有しており、当社が公開買付者の連結子会社となることによる、当社の企業文化や組織風土、当社の従業員の雇用等に関して、影響は限定的であると考えられること

また、本公開買付価格(2,100円)が、(i)①下記「(2)親会社等がある場合 における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の 「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載 されている大和証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基 づく算定結果のレンジの上限を上回るとともに、類似会社比較法に基づく算定結果 のレンジの上限を上回ること、②DCF法による算定結果のレンジの範囲内である こと、③本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 6 月 13 日の東 京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,537円に対して36.63%、2025 年6月 13 日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 1,545 円に対して 35.92%、過去 3ヶ月間の終値単純平均値 1,505 円に対して 39.53%、過去6ヶ月間の終値単純平 均値 1,465 円に対して 43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、近時の 本取引と類似の事例である、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」(以 下「M&A 指針」といいます。)を公表した 2019 年 6 月 28 日以降 2025 年 3 月 28 日ま でに公表された完全子会社化を目的とした国内公開買付け案件及びマネジメントバ イアウト案件のうち一定の基準(対象会社の公開買付け公表直前時点の PBR が1倍 以上。対象会社が上場会社である他社株公開買付け案件。特別配当スキーム、二段 階公開買付けスキーム案件、不成立案件、対抗公開買付け案件、応募非推奨案件を 除外する。)をもとに抽出した事例全134件におけるプレミアムの中央値(公表前営 業日終値に対するプレミアムでは 42.4%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均 値に対するプレミアムでは 43.4%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対 するプレミアムでは 43.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプ レミアムでは 44.7%) と比較した場合、公表前営業日終値及び過去1ヶ月間、過去 3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムのそれぞれ対応する 期間の類似事例の中央値との乖離が 5.8%及び 7.5%、4.3%、1.4%であるものの、類似 事例 134 件を 10%毎のプレミアム帯で区切った場合に 30%以上 40%未満のプレミア ム帯に分布している事例の件数は、公表前営業日終値を基準とした場合は 28 件 (134 件に対する割合は 20.8%)、また同日までの過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過 去 6 ヶ月間の終値単純平均値の場合は、それぞれ 31 件(同 23.1%)、32 件(同 23.9%)、21 件(同 15.7%)であり類似事例のうち相応の割合の事例が属するプレ ミアム帯であること(過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは最頻 度数、公表前営業日及び過去3ヶ月間に対するプレミアムでは40%以上50%未満の プレミアム帯に次ぐ度数、過去6ヶ月間に対するプレミアムでは 40%以上 50%未満 のプレミアム帯及び50%以上60%未満のプレミアム帯に次ぐ度数)を踏まえれば、 類似事例におけるプレミアム水準を踏まえても不合理な水準とまでは言えないプレ ミアムが付されているということができること、④本公開買付価格が、当社株価の 過去2年間の最高値である 1,774 円(2024 年4月 30 日、取引時間中高値)を上回 り、当該過去2年最高値に対して 18.4%のプレミアムが付与された水準であること に鑑みても、本公開買付価格は当社の株主に十分配慮された水準であると評価でき ること、(ii) 下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の 株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を解消するための措 置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められるこ と、(iii) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の 間で協議・交渉が複数回行われ、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定 された価格であること、(iv) 本特別委員会の要請により、本公開買付けに関する価 格提案の有意な引き上げが実現されていること等を踏まえ、当社取締役会は、本取 引について、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込ま れるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株 主の皆様にとって妥当であるとともに、本新株予約権買付価格(40,800円)は、本 公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に、本新株予約権1個の目的とな る当社株式数(100 株)を乗じた金額であることから、本新株予約権者の皆様にと って妥当なものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の 皆様に対して、当社株式及び本新株予約権の合理的な売却機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2025年6月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本取引に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しておりました。

当社は、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が 2025 年 6 月 16 日付で当社取締役会に対して提出した 2025 年 6 月 16 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

その後、2025年7月24日、当社は、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓 国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法 令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完 了する目途が付いたことも踏まえ、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付け に関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開 買付けの概要」に記載の前提条件③(注 10)については、本公開買付前提条件(注 10) としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されるこ とを前提として、本公開買付けを 2025 年8月 18 日に開始することを予定している 旨の連絡を受けました。当該連絡を受け、当社は、本特別委員会に対して、2025 年 6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更 がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したと ころ、本特別委員会は、2025 年6月 16 日以降に本取引に影響を及ぼしうる重要な 状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、 上記諮問事項について検討を行った結果、2025 年6月 16 日付答申書の内容を変更 すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年8月 15 日に、当社取締役会に対 して、従前の意見に変更がない旨の答申書(以下「2025 年8月 15 日付答申書」と いいます。)を提出いたしました。

(注10)「本公開買付前提条件」とは、本業務資本提携契約(注11)において、 本公開買付けの前提条件とされている各条件をいいます。そのうち、 「前提条件③」とは、大要において、本取引の実行にあたり必要となる 国内外の競争法令上の手続が全て完了していることをいいます。

(注 11)「本業務資本提携契約」とは、当社、公開買付者及び電通グループの間で 2025 年 6 月 16 日付で締結した、本不応募合意株式を本公開買付けに 応募しない旨及び本取引後の公開買付者、当社及び電通グループ間の業務資本提携に関する業務資本提携契約をいいます。その詳細については、本意見表明プレスリリース「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1)本業務資本提携契約」をご参照ください。

その上で、当社は、本特別委員会から提出された 2025 年8月 15 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025 年8月 15 日現在においても、2025 年6月 16 日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断いたしました。

以上より、当社は、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決議(書面決議)によって、決議に参加した当社の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、2025年6月16日付の上記取締役会には、当社の監査役3名のうち、波多野日出夫氏を除く2名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。また、2025年8月15日付の上記取締役会の決議の目的である事項の提案について、監査役はいずれも異議を述べておりません。

また、上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、北原整氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切参加しておりません。また、当社の監査役3名のうち、波多野日出夫氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておりません。

2025年6月16日付及び2025年8月15日付の上記各取締役会の決議の詳細については、下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締

役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照 ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、当社株式の全て(ただし、本不応募合意株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしていたとおり、公開買付者からの要請を受け、2025年10月15日付で、会社法第370条による取締役会決議(書面決議)により、本臨時株主総会の招集を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び電通グループのみとし、当社株式を非公開化するために、本株式併合を実施することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及び電通グループ以外の株主の皆様の所有 する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本公開買付けの公表日時点において当社が電通グループの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が当社における支配株主との重要な取引等に該当し、また、(i)公開買付者が電通グループとの間で、電通グループが本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないこと、及び、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて本不応募合意株式の一部を売却することに合意し、本業務資本提携契約及び本株主間契約(注 12)を締結していることに信道し、本業務資本提携契約及び本株主間契約(注 12)を締結していること、(ii)当社の株主を公開買付者及び電通グループのみとする当社株式の非公開化を公開買付者及び電通グループが企図していることを踏まえ、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下の①から⑦の措置をそれぞれ講じております。

(注12)「本株主間契約」とは、公開買付者及び電通グループの間で2025年6月 16日付で締結した、当社の共同運営等に関しての株主間契約をいいま す。その詳細については、本意見表明プレスリリース「4.本公開買付 けに係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本株主間契約」をご参照 ください。

なお、公開買付者は、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」のとおり、当社の親会社である電通グループが当社株式を合計 13,441,506株(所有割合:53.00%)所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりませんが、以下の①から⑦までの措置が講じられていることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 当社株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格 を決定するに際して、公開買付者グループ、当社及び電通グループから独立 したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券 に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。みずほ証券 は、公開買付者グループ、当社及び電通グループの関連当事者には該当せず、 本公開買付けに関して公開買付者グループ、当社及び電通グループとの利益 相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。なお、みずほ証券 のグループ企業である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。) は、公開買付者グループに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等 を実施しておりますが、本公開買付けを含む本取引に関して公開買付者グル ープ、当社及び電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有してい ないとのことです。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条第2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。そ の後の改正を含みます。) 第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管 理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立し た立場で、当社の株式価値の算定を行っているとのことです。公開買付者は、 当社の株式価値算定にあたり適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施 されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定したとのことです。 なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件と

する成功報酬が含まれているとのことです。公開買付者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に公開買付者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

みずほ証券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、みずほ証券から 2025 年 6 月 13 日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(みずほ証券)」といいます。)を取得して参考にしたとのことです。なお、公開買付者は、公開買付者及び当社において本公開買付けの公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置が実施されており当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、みずほ証券から本公開買付価格が公開買付者にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

本株式価値算定書(みずほ証券)において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,465円から1,545円 類似会社比較法: 1,685円から1,756円 DCF法 : 1,797円から2,405円

市場株価基準法では、基準日を 2025 年 6 月 13 日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値 1,537 円、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,545 円、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,505 円及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,465 円を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,465 円から 1,545 円と算定しているとのことです。

類似企業比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,685円から1,756円と算定しているとのことです。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画(2025年12月期から2027 年12月期までの3期分)を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が 2025 年3月上旬から同年4月中旬まで当社に対して行ったデュー・ディリジ エンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者にお いて調整を行った当社の将来の収益予想に基づき、2025 年 12 月期第2四半 期以降に当社が将来創出すると見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引 率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を算定し、当社株式1株当 たりの株式価値の範囲を1,797円から2,405円と算定しているとのことです。 なお、上記DCF法の算定の基礎とした当社の将来の財務予測については、 大幅な増益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの変動を見込んでいる事 業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年 12 月期及び 2027 年12月期において、主要グループ会社3社の経営統合に伴う成長領域への経 営資源配分による顧客への提案力の強化やプロダクト面での強化による売上 高の増加及びオペレーションの最適化に伴うコスト改善等を要因とした営業 利益率の改善により、大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、2025 年12月期においては、主に2024年12月期に生じた本社移転に伴う設備投資 負担の影響により、2027 年 12 月期においては主に上記の売上高の増加及び 営業利益率の改善を要因として、それぞれフリー・キャッシュ・フローの大 幅な増加を見込んでいるとのことです。当該事業計画は、過去実績及び中期 経営計画を基に作成されたものであるため、本公開買付けの実行を前提とし て作成されたものではないとのことです。

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書(みずほ証券)における当社の株式価値の算定結果に加え、2025年3月上旬から同年4月中旬まで当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価の動向(本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月13日の当社株式の終値1,537円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,545円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,505円、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,465円)、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社及び電通グループとの協議・交渉の結果を踏まえ、2025年6月16日に、本公開買付価格を2,100円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である 2,100 円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 6 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,537円に対して36.63%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,545 円に対して35.92%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,505円に対して39.53%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,465円に対して43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

また、本公開買付価格である 2,100 円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である 2025 年8月 14 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 2,095 円に対して 0.24%のプレミアムを加えた価格となるとのことです。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権は、2025年6月16日現在において、当社株式1株当たりの行使価額(第10回新株予約権:1,692円、第11回新株予約権:1,692円)が本公開買付価格(2,100円)を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である2,100円と各本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第10回新株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に当該本新株予約権1個の目的となる当社株式数(100株)を乗じた金額である40,800円とすることをそれぞれ決定したとのことです。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書や意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

(注) みずほ証券は、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていないとのことです。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としているとのことです。また、当社及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。みずほ証券の算定は、2025 年6月 13 日までの上記情報を反映したものとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社、公開買付者グループ及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、大和証券に当社株式の株式価値の算定を依頼し、大和証券から 2025 年 6 月 13 日付で本株式価値算定書(大和証券)を取得しました。なお、大和証券は、当社、公開買付者グループ及び電通グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行に鑑み、また、本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる固定報酬の報酬体系

よりもむしろ、報酬の一部を成功報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から合理的であると考えられることから、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により大和証券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。また、本特別委員会において、大和証券の独立性に問題がないことが確認されております。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から、当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値の算定を行いました。当該各手法を用いて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法 : 1,465 円から 1,545 円 類似会社比較法 : 1,181 円から 1,678 円 DCF法 : 1,849 円から 2,382 円

市場株価法においては、2025年6月13日を基準日として、当社株式の東京 証券取引所プライム市場における基準日終値1,537円、直近1ヶ月間の終値単 純平均値1,545円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,505円及び直近6ヶ月間 の終値単純平均値1,465円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲 は、1,465円から1,545円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,181円から1,678円までと算定しています。

DCF法では、当社が作成した 2025 年 12 月期から 2027 年 12 月期までの事業計画及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2025 年 12 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社

株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,849円~2,382円と算定しております。上記DCF法の算定の基礎とした当社の将来の財務予測については、大幅な増益の変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、主要グループ会社3社の経営統合に伴う成長領域への経営資源配分による顧客への提案力の強化やプロダクト面での強化による売上高の増加及びオペレーションの最適化に伴うコスト改善等を要因とした営業利益率の改善により、2026年12月期において前年度比31.5%、2027年12月期において前年度比44.7%の営業利益の増加を見込んでおります。なお、上記DCF法の算定の基礎としたフリー・キャッシュ・フローについては大幅な変動を見込んでいる事業年度は含まれておりません。なお、本業務資本提携により実現することが期待されるシナジー効果については、当該事業計画には加味しておりません。

当社の取締役会は、2025年6月16日開催の取締役会から2025年8月15日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書(大和証券)に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えており、大和証券及び島田法律事務所から受けた助言も踏まえ、本株式価値算定書(大和証券)は引き続き有効であると考えております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社、公開買付者グループ及び電通グループから独立したリーガル・アドバイザーとして島田法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、本取引に係る島田法律事務所の報酬は本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬(いわゆるタイムチャージ)のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。島田法律事務所は、当社、公開買付者グループ及び電通グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会において、島田法律事務所の独立性に問題がないことが確認されております。

④ 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者グループ

及び電通グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年2月4日付で本取引に関する本意向表明書を受領した後、当社と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程においては、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者グループと利害関係を有しない、永岡英則氏(取締役 CFO)及び岩崎理氏(執行役員)を含む12名の当社の役職員のみから構成される検討体制を構築し、かかる取扱いを継続しております。

また、かかる取扱いを含めて、当社の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の 観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得 当社は、2025年2月25日、当社が電通グループの連結子会社であり、本公開 買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社 の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及 び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、当社、公開買付 者グループ及び電通グループから独立した委員(渡辺尚氏(当社社外取締役)、 石渡万希子氏(当社社外取締役)、齋藤太郎氏(本特別委員会設置時点における 当社社外取締役。ただし、2025年3月29日の当社株主総会をもって退任。退任 後も本特別委員会の委員を継続)、茂田井純一氏(本特別委員会設置時点におけ る当社社外監査役。ただし、2025年3月29日の当社株主総会をもって退任。退 任後も本特別委員会の委員を継続)の4名)によって構成される本特別委員会を 設置しております。そして、当社は、本特別委員会に対して、(a) 本取引の目的 の正当性(当社の企業価値の向上に資するといえるか)、(b) 本取引の手続面の 適正性(本取引の決定が公正な手続を通じて行われ、当社の少数株主が受けるべ き利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか)、(c)本取引により 当社の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)、(b)及び(c) その他の事項を前提に、本取引が少数株主にとって不利益なものではないといえ るか否か(総称して、以下「本諮問事項」といいます。)について諮問しまし た。本特別委員会は、2025 年 2 月 27 日より 2025 年 6 月 16 日まで合計 13 回開 催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。具体的に は、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、当社から、当社の事業環境、 公開買付者が提案する本取引の目的、本取引が当社事業に与える影響等について 説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、本特別委員会か

ら公開買付者及び電通グループに対して、公開買付者の事業環境、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等につき質問し、公開買付者及び電通グループより、書面による回答を受領しました。公開買付者に対しては、受領した書面による回答の内容を基に、インタビュー形式での質疑応答を実施しました。本特別委員会は、当社から直近の業績及び事業計画の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、第三者算定機関である大和証券から、当社株式の株式価値の算定結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、当社より、当社と公開買付者との間の公開買付価格に係る交渉状況の説明を適時に受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである島田法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

本特別委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年6月16日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の内容の2025年6月16日付答申書を提出しております。

(i) 答申内容

- (a) 本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的 に正当性及び合理性があるものと認められる。
- (b) 本取引の取引条件(本公開買付価格を含む。) は妥当性があると認められる。
- (c) 本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正性があるものと認められ、 必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられたものと認められる。
- (d) 本取引を行うこと、当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、当社の取締役会が当社の株主及び新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。
- (e) 当社の取締役会は、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが 開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、並 びに当社の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨 することを決議すべきである。

(ii) 答申理由

- (a) 以下の点から、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、 本取引の目的に正当性及び合理性があるものと認められる。
 - ・本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の当社が考える当社の事業環境・経営課題等について本特別委員会として異存はなく、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii)判断の内容」に記載の本取引によるシナジー効果及びディスシナジー効果の分析・検討についても、当社との間に重要な見解の相違は認められず、合理的であると認める。
 - ・そして、公開買付者の示すところの本意見表明プレスリリース「3.本公開 買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」 の「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本取引後の当社の経営方針も、 本意見表明プレスリリース「4.本公開買付けに係る重要な合意に関する事 項」に記載の本取引に関する重要な合意の内容も、いずれも当社の企業価値 の向上の観点から見て不合理なものではないと判断することができる。
 - ・以上より、本特別委員会は、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと 考えられ、本取引の目的に正当性及び合理性があると認める。
- (b) 以下の点から、本取引の取引条件(本公開買付価格を含む。) は妥当性があると認められる。
- (ア) 本公開買付価格等の妥当性
 - ⑦ 事業計画の策定手続及び内容
 - ・当社は、公開買付者グループ、当社及び電通グループから独立した当 社の第三者算定機関である大和証券から本株式価値算定書(大和証券) を取得しているところ、本株式価値算定書(大和証券)においては、 当社より提供を受けた事業計画を算定の前提としている(なお、当該 事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではない。そのた め、本公開買付けの成立により実現することが期待されるシナジー効 果は、事業計画及び価値算定には加味されていない。)。
 - ・当社によると、当社は傘下の各事業会社から提出される計画数値をベースとしたボトムアップの3か年計画を毎年更新する形で継続的に事業計画を策定・管理しているところ、当該事業計画は、当該3か年計画(2025年12月期~2027年12月期)をベースとして、その策定時点の事業状況や当期の業績見通し等を踏まえて合理的な内容・前提とな

っており、事業計画の達成確度に関する見立てとして、楽観的でも保 守的でもなく、達成可能な事業計画として策定しているとのことであ る。

- ・以上の点についての当社の説明に不合理な点は認められない。
- ・よって、事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、事 業計画の内容に不合理な点は見受けられない。

① 大和証券の算定結果の検討

- ・大和証券は、複数の算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、①当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、②当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、③将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を、それぞれ算定手法として用いて、当社の1株当たりの株式価値の分析を行っている。大和証券が採用したこれらの手法は、本取引と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券による各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。
- ・また、上記各算定手法における算定根拠や方法(市場株価法における 算定対象期間、類似会社比較法における類似会社の選定方法、DCF 法における割引率や永久成長率の設定根拠等)や算定数値に関する大 和証券の説明内容に不合理な点は認められない。
- ・以上より大和証券による市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定内容について特に不合理な点は認められない。

の プレミアムの分析

- ・本公開買付価格は、公表前営業日終値1,537円に36.63%、同日までの 過去1ヶ月の終値単純平均値1,545円に対して35.92%、同日までの過 去3ヶ月の終値単純平均値1,505円に対して39.53%、同日までの過去 6ヶ月の終値単純平均値1,465円に対して43.34%のプレミアムが付与 されたものである。
- ・参照事例全 134 件におけるプレミアムの中央値(公表前営業日終値に対するプレミアムでは 42.4%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムでは 43.4%、同日までの過去3ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムでは 43.8%、同日までの過去6ヶ月の終値

単純平均値に対するプレミアムでは 44.7%) と比較した場合、公表前 営業日終値及び過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単 純平均値に対するプレミアムのそれぞれ対応する期間の類似事例の中 央値との乖離が 5.8%及び 7.5%、4.3%、1.4%であるものの、類似事 例 134 件を 10%年のプレミアム帯で区切った場合に 30%以上 40%未満 のプレミアム帯に分布している事例の件数は、公表前営業日終値を基 準とした場合は 28 件 (134 件に対する割合は 20.8%)、また同日まで の過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値の場 合は、それぞれ 31 件(同 23.1%)、32 件(同 23.9%)、21 件(同 15.7%) であり類似事例のうち相応の割合の事例が属するプレミアム 帯であること(過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムで は最頻度数、公表前営業日及び過去3ヶ月間に対するプレミアムでは 40%以上 50%未満のプレミアム帯に次ぐ度数、過去6ヶ月間に対する プレミアムでは 40%以上 50%未満のプレミアム帯及び 50%以上 60% 未満のプレミアム帯に次ぐ度数)を踏まえれば、本公開買付けに付与 されたプレミアムが参照事例に比して不合理な水準とまでは言えない。

- ・また、本公開買付価格が、当社株価の過去2年間の最高値である1,774 円(2024年4月30日、取引時間中高値)を上回り、当該過去2年最高 値に対して18.4%のプレミアムが付与された水準であることに鑑みて も、本公開買付価格は当社の株主に十分配慮された水準であると評価 できる。
- ・したがって、本公開買付価格に付与されたプレミアムは、参照事例と の比較において不合理な水準ではない。

国 交渉経緯の検討

- ・本公開買付価格等を巡る当社と公開買付者との交渉経緯は、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりであり、当社が本特別委員会の意見も踏まえて公開買付者と複数回にわたり書面
- ・対面による交渉及び協議を行ってきたものであって、交渉経緯において不十分な点は認められず、本特別委員会として、当社による交 渉は真摯なものであったと認める。

闭 小括

- ・上記のとおり、本株式価値算定書(大和証券)において算定の前提と されている事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、 事業計画の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・大和証券が採用した算定手法は本取引と同種の取引における株式価値 算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和 証券による算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。また、 大和証券による市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定 内容について特に不合理な点は認められない。
- ・本公開買付価格は、本株式価値算定書(大和証券)の市場株価法及び 類似会社比較法における評価レンジの上限を超えており、DCF法に おける評価レンジの範囲にも入っていること、本公開買付けに付与さ れたプレミアムは、参照事例との比較において不合理な水準ではない こと、本公開買付価格は、当社株価の過去2年間の最高値を上回る水 準であること、上記宮で言及した交渉経緯により形成された本公開買 付価格は公開買付者及び当社の間において独立当事者間取引と実質的 に同視しうる状況が確保された上で真摯な交渉が実施された結果合意 されたものであると認められることからすれば、妥当であると考えら れる。
- ・そして、本公開買付価格が妥当であると考えられることからすれば、 それと同額とされる本公開買付けの成立後に行われる当社の株主を公 開買付者及び電通グループのみとするための一連の手続(以下「本ス クイーズアウト手続」といいます。)において当社株主に交付される対 価も妥当であると認められる。
- ・また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権ともに1,692 円)との差額に本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(100 株)を乗じた金額として定められており、この定め方は適切なものであると判断できることから、上記のとおり本公開買付価格が妥当であると考えられることにより、本新株予約権買付価格もまた妥当であると認めることができる。

(イ) その他の取引条件の妥当性

・本取引は、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」のとおり、本公開買付け及び

その後の本スクイーズアウト手続の実施による二段階買収という方法により実施されることが想定されている。一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式併合を行うという方法は、完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法であり、かつ、裁判所に対する価格決定の申立てが可能である。また、下記(c)に記載のとおり、強圧性にも配慮がされている。

- ・そして、本スクイーズアウト手続に係る公開買付者と電通グループとの間の合意によれば、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格(以下「本自己株式取得価格」といいます。)は、本スクイーズアウト手続前の1株あたり1,518円を予定しているとのことであり、本自己株式取得価格の算出においては、電通グループにおいて法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮しつつ、当社の少数株主への配分をより多くすることで、本公開買付けにおける本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の電通グループの税引後手取り額として計算される金額が、仮に電通グループが本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額と同等となることを基準としているとのことであり、本公開買付価格との均一性の観点から不合理な点は認められない。
- ・また、本株式交換に係る公開買付者と電通グループとの間の合意によれば、本株式交換における交換比率算定の基礎となる当社の株式価値は公表日前営業日を評価基準日とする市場株価基準法(過去3ヶ月間における終値単純平均株価)に基づく評価とする方針であるとのことであり、当該方針に恣意性は認められず、特段不合理な点は認められない。
- ・よって、本取引の方法に不合理な点は認められず、妥当であると考えられる。

(ウ) 小括

以上より、本特別委員会は、本取引の取引条件(本取引における本 公開買付価格を含む。)は妥当性があると認める。

(c) 以下の点から、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正性がある ものと認められ、必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられたものと認 められる。

- ・上記のとおり、本特別委員会は、当社、公開買付者グループ及び電通グ ループから独立した委員により構成される委員会であり、各委員はいず れも企業経営者としてのマネジメント経験・知見を有しており、かつ、 いずれの委員も当社の社外役員として当社の事業内容等について相当程 度の知見を有していること(ただし、うち2名は、既述のとおり、2025 年3月29日の当社株主総会をもって退任している。)を踏まえると、い ずれの委員も本諮問事項を検討・判断する適格性を有するものと考えら れる。また、本特別委員会は、大和証券及び島田法律事務所について、 公開買付者グループ、電通グループ及び当社からの独立性及び専門性に 問題がないことを確認の上、それぞれを当社のファイナンシャル・アド バイザー及びリーガル・アドバイザーとして選任することについて承認 している。また、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討 体制に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしている。 その上で、本特別委員会は、①公開買付者及び当社から提出された各資 料及び書類の検討、②本特別委員会による公開買付者、電通グループ及 び当社に対する書面質問及び質疑応答の結果の検討を行っている。また、 本特別委員会は、当社及びそのアドバイザーから、公開買付者と当社と の間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に 報告を受けた上で、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協 議し、複数回にわたり意見を述べるなどして、公開買付者との交渉過程 全般にわたって実質的に関与している。したがって、本取引においては、 当社取締役会が、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を 行う仕組みが担保され、かつ、本特別委員会が有効に機能するために必 要な権限等が付与されていると評価できることから、本特別委員会は有 効に機能したものと考えられる。
- ・上記「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」のとおり、当社は、本取引に係る交渉等に関する専門的助言を得るため、当社、公開買付者グループ及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選任し、大和証券から、本取引に係る交渉方針等について助言を受けており、また本株式価値算定書(大和証券)を取得している。また、上記「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」のとおり、当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、当社、公開買付者グループ及び電通グループから独立したリーガル・アドバイザーとして島田法律事務

所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けている。したがって、当社は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。

・上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」のとおり、当社は、 構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題を排除する観点から、 公開買付者グループ及び電通グループから独立した立場で、当社の企業 価値の向上及び当社の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検 討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に整備したものと認め られる。具体的には、当社は、公開買付者との本公開買付価格の交渉、 事業計画の策定など、構造的な利益相反の問題による影響を排除する必 要性が高い事項については、公開買付者グループ及び電通グループから 独立した役職員(現在及び過去において公開買付者グループ及び電通グ ループ(子会社を含む。)の役職員を兼務していない当社の役職員)のみ により構成される当社独立チームが担当するものとし、公開買付者によ るデュー・ディリジェンスへの対応など、構造的な利益相反の問題によ る影響を排除する必要性が高いとまでは認められない事項については、 上記の当社独立チームの構成員及びそれ以外の役職員のうち当社独立チ ームが指名する者において対応するものとした。これにより、公開買付 者との本公開買付価格の交渉、事業計画の策定など、構造的な利益相反 の問題による影響を排除する必要性が高い事項については、現に電通グ ループ(子会社を含む。)の業務執行者を兼務している北原整取締役及び 波多野日出夫監査役は関与しないこととし(なお、現在及び過去におい て、公開買付者の役職員を兼務する当社の役職員は存在しなかった。ま た、新澤明男取締役(2025年3月29日の当社株主総会をもって退任)は 2024 年3月まで株式会社電通デジタルの非業務執行取締役を兼務してい たが、非業務執行の立場であり、かつ、1年前に既に退任しており、電 通グループ側で本取引に関して一切の関与をしておらず、またそれがで きる立場にもないことから、本取引に関する利益相反のおそれはないと 判断して、退任時までは本取引に関する当社取締役会の審議及び決議に 参加することとされた。)、現在に至るまでかかる取扱いを継続しており、 独立性・公正性の観点から問題がなく、かかる体制については本特別委 員会の承認を受けている。なお、当社は、北原整取締役及び波多野日出 夫監査役は、上記のとおり現に電通グループ(子会社を含む。)の業務執 行者を兼務していることに鑑み、本取引における構造的な利益相反の問

題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議(監査役は審議)には参加しないこととし、かつ、当社の立場において、本取引に係る検討並びに公開買付者との協議及び交渉に参加しないこととしている。また、宇佐美進典代表取締役及び永岡英則取締役については、当社株式の一定割合を所有しており、公開買付者から当該当社株式の今後の取扱い等についての具体的な条件の提示等がなされた場合には、改めて特別利害関係の有無を検討することとされていたところ、両名と公開買付者の間で、2025年6月16日、両名の所有する当社株式等の全てにつき本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約が締結される予定であるとされていること及びその契約内容からみて、両名の利害は当社の少数株主の利害と基本的に一致しており、利益相反の関係は認められず、その他特別利害関係を認めるべき事情も見当たらないことから、両名は本取引に係る当社取締役会の審議及び決議に参加することとしている。以上の点について、本特別委員会として、不合理と判断すべき事項は見当たらない。

- ・下記「⑦ 当社の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」のとおり、公開買付者は、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことである。また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日と設定する予定であるが、本公開買付けの開始予定を公表した 2025 年 6 月 16 日から本公開買付けの開始予定である 2025 年 8 月下旬までの期間は約 2 ヶ月にわたるため、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会は確保されるように配慮しており、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことである。以上の点についての公開買付者の説明に不合理な点は認められない。したがって、本取引においては、M&A 指針において望ましいとされる実務上の対応がなされており、強圧性が排除されているものと認められる。
- ・本特別委員会に関する情報として、①本特別委員会における検討経緯や、 ②本取引の是非、取引条件の妥当性や手続の公正性についての本特別委員会の判断の根拠・理由に関して、充実した情報開示が予定されている。 また、③本取引を実施するに至ったプロセス等、④当社の取締役等が本 取引に関して有する利害関係の具体的な内容や、当該取締役等の取引条 件の形成過程への関与の有無・態様、⑤当社の取締役会が取得した本株

式価値算定書(大和証券)に関しても充実した情報開示が予定されている。したがって、本取引においては、少数株主の判断に資する充実した情報開示がされる予定であると認められる。

- ・以上より、本取引においては、必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられていることからすれば、本特別委員会は、本取引につき、公正な手続を通じて、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと認める。
- ・なお、公開買付者によると、本公開買付けにおいては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限の設定は行われないとのことであるが、以上で検討した公正性担保措置が講じられていることからすれば、当該設定が行われないことの一事をもって、当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと認めるとする本特別委員会の上記判断が左右されるものではないと判断する。
- (d) 上記(a) のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的に正当性及び合理性があるものと認められる。また、上記(b) のとおり、本取引の取引条件は、本公開買付価格を含めて、妥当性があるものと認められ、上記(c) のとおり、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正性があるものと認められ、必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられたものと認められる。したがって、本取引を行うこと、当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、当社の取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。
- (e) よって、当社の取締役会は、同日時点における当社の意見として、本公開 買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する こと、並びに当社の株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募 を推奨することを決議すべきである。

2025年7月24日、当社は、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載の前提条件③については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されることを前

提として、本公開買付けを2025年8月18日に開始することを予定している旨の連絡を受けました。当該連絡を受け、当社は、本特別委員会に対して、2025年6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会は、2025年6月16日以降に本取引に影響を及ぼしうる重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年6月16日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月15日に、当社取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2025年8月15日付答申書を提出いたしました。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監 査役全員の異議がない旨の意見

当社は、島田法律事務所から受けた法的助言及び大和証券から取得した本株式価値算定書(大和証券)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2025年6月16日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて当社の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行いました。

その結果、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、2025年6月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本取引に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しておりました。

その後、2025年7月24日、当社は、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載の前提条件③については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されることを前提として、本公開買付けを2025年8月18日に開始することを予定

している旨の連絡を受けました。当該連絡を受け、当社は、本特別委員会に対し て、2025年6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役 会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べ るよう諮問したところ、本特別委員会は、2025年6月16日以降に本取引に影響 を及ぼしうる重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の 確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年6月 16日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8 月15日に、当社取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2025年8月 15日付答申書を提出いたしました。その上で、当社は、本特別委員会から提出 された 2025 年8月 15 日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、当社の業況や 本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎 重に検討を行った結果、2025年8月15日現在においても、2025年6月16日時 点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断いたしまし た。以上より、当社は、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決 議(書面決議)によって、決議に参加した当社の取締役(取締役合計6名のう ち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同する旨の 意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付け に応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、2025年6月16日付の上記各取締役会には、当社の監査役3名のうち、波多野日出夫氏を除く2名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。また、2025年8月15日付の上記取締役会の決議の目的である事項の提案について、監査役はいずれも異議を述べておりません。

また、上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、北原整氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切参加しておりません。また、当社の監査役3名のうち、波多野日出夫氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておりません。

⑦ 当社の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切 に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、本意見表明プレスリリース「3.本公開買付けに関する意見の 内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる 二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対して、株式買取請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(当社及び公開買付者を除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、公開買付者は、公開買付期間を21営業日と設定していますが、本公開買付けの開始予定を公表した2025年6月16日から本公開買付けの開始までの期間は約2ヶ月にわたるため、当社の株主の皆様及び本新株予約権者に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会は確保されるように配慮しており、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

- (3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理(端数 処理)の方法に関する事項
 - ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「(1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開 買付者及び電通グループ以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に 満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び電通グループのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年12月8日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基

づき、裁判所の許可を得たうえで、当該端数の合計数に相当する当社株式を公 開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 9 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である 2,100 円を乗じた額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称 株式会社 NTT ドコモ
- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を現預金で確保しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2025年8月14日時点の公開買付者の預金残高に係る同月15日付残高証明書を提出しており、また、公開買付者によれば、同日以降、1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株未満の端数の合計数に相当する 当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると 判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み当社は、本株式併合の効力発生後、2025年12月中旬を目途に会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年1月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を 考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満 の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株 主の皆様への交付が行われるものと判断しております。 なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 9 日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(4) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性 に関する事項

本株式併合においては、上記「(3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理(端数処理)の方法に関する事項」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 9 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である 2,100 円を乗じた額に相当する金銭を、株主の皆様に交付することを予定しております。

本公開買付価格(2,100円)については、(i)本公開買付価格が、①上記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないよう に留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算 定書の取得」に記載されている大和証券による当社株式の株式価値の算定結果のう ち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るとともに、類似会社比較 法に基づく算定結果のレンジの上限を上回ること、②DCF法による算定結果のレ ンジの範囲内であること、③本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 6 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,537 円に 対して 36.63%、2025 年 6 月 13 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,545 円に 対して 35.92%、過去 3ヶ月間の終値単純平均値 1,505 円に対して 39.53%、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,465 円に対して 43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた 価格であり、近時の本取引と類似の事例である、経済産業省が M&A 指針を公表した 2019 年 6 月 28 日以降 2025 年 3 月 28 日までに公表された完全子会社化を目的とした 国内公開買付け案件及びマネジメントバイアウト案件のうち一定の基準(対象会社 の公開買付け公表直前時点の PBR が1倍以上。対象会社が上場会社である他社株公 開買付け案件。特別配当スキーム、二段階公開買付けスキーム案件、不成立案件、 対抗公開買付け案件、応募非推奨案件を除外する。)をもとに抽出した事例全 134 件 におけるプレミアムの中央値(公表前営業日の終値に対するプレミアムでは42.4%、 同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは 43.4%、同日ま での過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは 43.8%、同日までの過 去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.7%)と比較した場合、公 表前営業日終値及び過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値 に対するプレミアムのそれぞれ対応する期間の類似事例の中央値との乖離が 5.8%

及び 7.5%、4.3%、1.4%であるものの、類似事例 134 件を 10%毎のプレミアム帯 で区切った場合に30%以上40%未満のプレミアム帯に分布している事例の件数は、 公表前営業日終値を基準とした場合は 28 件 (134 件に対する割合は 20.8%)、また 同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値の場合は、 それぞれ 31 件(同 23.1%)、32 件(同 23.9%)、21 件(同 15.7%)であり類似事例 のうち相応の割合の事例が属するプレミアム帯であること(過去1ヶ月間の終値単 純平均値に対するプレミアムでは最頻度数、公表前営業日及び過去3ヶ月間に対す るプレミアムでは40%以上50%未満のプレミアム帯に次ぐ度数、過去6ヶ月間に対 するプレミアムでは 40%以上 50%未満のプレミアム帯及び 50%以上 60%未満のプ レミアム帯に次ぐ度数)を踏まえれば、類似事例におけるプレミアム水準を踏まえ ても不合理な水準とまでは言えないプレミアムが付されているということができる こと、④当社株価の過去2年間の最高値である1,774円(2024年4月30日、取引時 間中高値)を上回り、当該過去2年最高値に対して 18.4%のプレミアムが付与され た水準であることに鑑みても、本公開買付価格は当社の株主に十分配慮された水準 であると評価できること、(ii) 上記「(2) 親会社等がある場合における当該親会 社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を 解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされてい ると認められること、(iii)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当 社と公開買付者の間で協議・交渉が複数回行われ、真摯かつ継続的に協議・交渉が 行われた上で決定された価格であること、(iv) 本特別委員会の要請により、本公開 買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること等を踏まえ、当社 取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が 向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の 諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であるとともに、本新株予約権買付価格 (40,800円)は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に、本新株予 約権1個の目的となる当社株式数(100 株)を乗じた金額であることから、本新株 予約権者の皆様にとって妥当なものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様及 び本新株予約権者の皆様に対して、当社株式及び本新株予約権の合理的な売却機会 を提供するものであると判断し、2025年6月16日開催の当社取締役会において、 当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開 買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付 けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

また、当社は、本特別委員会から提出された 2025 年 8 月 15 日付答申書の内容を 最大限に尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付 けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、本公開買付けに係る公 開買付期間の初日の前営業日である 2025 年8月15日時点においても、2025 年6月16日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決議(書面決議)によって、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

以上より、当社は、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭 の額については、相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 本公開買付け

上記「2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年8月18日から2025年9月16日までを公開買付期間とする当社株券等に対する本公開買付けを実施いたしました。その結果、2025年9月24日の決済開始日をもって、公開買付者は当社株券等9,575,416株(所有割合:37.75%)を所有するに至りました。

(2) 自己株式の消却

当社は、2025年10月15日付で、会社法第370条による取締役会決議(書面決議)により、2025年12月9日付で自己株式611株を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、25,300,360株となります。

以上